平成２５年（フ）第１３１５号
さいたま市見沼区大字小深作568番地４　Ｍ＆Ｍ大宮301
債務者　小川　　等
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５３号
さいたま市北区大成町４丁目332番地　田端マンション205号、旧住所兵庫県神戸市中央区中山手通２丁目10番２―202号
債務者　下川　　弘
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５４号
さいたま市北区大成町４丁目332番地　田端マンション205号、旧住所兵庫県神戸市中央区中山手通２丁目10番２―202号
債務者　下川三智子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７２号
さいたま市浦和区岸町４丁目７番４号　スカイピア浦和203号室
債務者　服部真美子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７０号
埼玉県春日部市栄町２丁目206番地　コーポ野村205
債務者　大谷　政夫
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
埼玉県熊谷市石原100番地５
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０７号
岐阜県大垣市笠縫町127番地４
債務者　吉田　真人
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
福岡県みやま市瀬高町下庄364番地６　椛島ハイツ201号
債務者　釘嶋　　隆
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
福岡県みやま市瀬高町下庄364番地６　椛島ハイツ201号
債務者　釘嶋　澄子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第６７５号
熊本県宇土市松山町2099番地13
債務者　立花須磨子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０９号
沖縄県那覇市字古波蔵213番地　古蔵ビル401
債務者　與那城知加子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７１号
千葉県山武市木原1594番地11
債務者　宮本　紀子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４４６号
神奈川県平塚市東八幡３丁目14番15―406号ライオンズガーデン平塚、前住所神奈川県平塚市東八幡２丁目６番33―101号　アークブランカ
債務者　田村惠美子（旧姓齋藤・内藤）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５００号
神奈川県厚木市妻田東１丁目16番43号　ドリームハイツＡ―206
債務者　矢柳　経信
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５２１号
神奈川県平塚市紅谷町15番６―503号　キャラ平塚
債務者　佐藤　義正
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３８７号
神奈川県座間市栗原中央４丁目23番15号
債務者　野崎　　実
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３８８号
神奈川県座間市栗原中央４丁目23番15号
債務者　野崎　夕子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで横浜地方裁判所相模原支部